

## 助成および助成選考委員会に関する規程

### (目的)

第1条 この規程は、一般社団法人日本医療メディエーター協会（以下「本協会」という。）定款第2条第2号（7）に掲げる事業に係わる助成金に関する交付及び交付後の管理を公正かつ厳正に行うため、必要な事項を定めるものである。

### (助成金の交付対象)

第2条 助成金の交付の対象となる経費は、主として次のとおりとする。

1. 医療メディエーションの普及促進に資する研修実施等に要する費用
2. 医療メディエーションの普及促進に資するシンポジウム等実施に要する費用
3. 医療メディエーションの普及に関連する市民団体等の活動に要する費用

### (助成金の額)

第3条 助成金の額については次のとおりとする

1. 医療メディエーションに関する支部団体の研修実施等への助成については、1申請当たり20万を上限とし、総額150万円を超えないものとする。
2. 医療メディエーションの普及促進に資するシンポジウム等実施への助成については、総額50万円を上限とする。
3. 医療メディエーションの普及に関連する市民団体等への活動への助成については、総額50万円を上限とする。

### (募集手続き)

第4条 募集期間は、毎年12月10日から翌年1月10日までの期間とし、ホームページへの掲載、メールによる連絡を通じて広報し、応募を受け付ける。

### (選考)

第5条 助成対象団体の選考および助成金額の決定は、定款第32条に基づき設置する助成選考委員会（以下「委員会」という）が、公正かつ厳正にこれを行うものとする。

### (交付)

第6条 委員会の決定に基づき、交付対象として選定された団体に対し、申請期間後の3月末までに助成金を交付するものとする。

### (報告義務)

第7条 交付対象に選定された団体は、事業実施後速やかに決算書および実施報告書を委員会に提出するものとする。

### (委員会の構成および任期)

第8条 委員会の構成および委員の任期は次のとおりとする。

1. 委員は、助成対象者の活動に関して優れた見識を有し、公正かつ中立な立場を堅持できる者の内から、3～5名の範囲で理事会において選任する。
2. 委員の任期は4年とし、再任を妨げない。
3. 任期の満了前に退任した委員の補欠として選任された委員の任期は、退任した委員の任期の満了する時までとする。
4. 委員会には委員の互選により選ばれた委員長1名を置く。

(委員会の運営)

第9条 委員会の運営方法は次のとおりとする。

1. 委員会は、必要に応じて委員長が招集する。
2. 委員会は、過半数の委員の出席をもって成立する。
3. 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数の場合は、委員長の決するところによる。
4. 委員会は、必要な場合に委員会の委員の持ち回り（文章の回答及びメール回答を含む）によって議事を行うことができる。

(取消または返還請求)

第10条 委員会は、交付対象者が次の各号の一に該当すると認められた場合は、助成金の交付決定の取消し、または返還を求めることができる。ただし、事前に時宜によっては事後に、理事会の承認を経なければならない。

1. 助成金の交付による事業を中止したい旨の申し出があったとき
2. 本規程に違反があったとき
3. その他交付対象者としてふさわしくない行為があったとき、または特別の事情があるとき

(守秘義務)

第11条 委員は、職務上知り得た一切の情報及び資料を他の第三者に開示または漏洩してはならない。委員の職を退いた後も同様とする。

第12条 (改廃)

この規程の改廃は、理事会の決議を経て行うものとする。

附則1 この規程は2020年2月24日から施行する。